

## ⑳緊急物資輸送車両燃料確保対策事業要綱

(令和6年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という)は、大規模災害等発生時において、円滑なる輸送活動を行うために、緊急物資輸送車両に必要な燃料(軽油)を一定量確保・備蓄することを目的とする。

(燃料の調達と保管)

第2条 県ト協は、会員事業者(以下「会員」という)の協力のもと、会員が保有する自家用燃料供給施設(以下「インタンク」という)に、県ト協が購入した燃料を保管・備蓄するものとし、当該協力会員と別に定める「緊急物資輸送車両燃料確保に関する協定書」を締結する。

2 燃料の調達にあたっては、協力会員が通常仕入れる単価をもって県ト協が購入するものとし、県ト協がこれを支払うものとする。

(保管料の支払い)

第3条 県ト協は、燃料の保管費用として、年間1KLあたり4,000円を支払うものとする。

(災害発生時の対応)

第4条 大規模災害が発生した場合、県ト協は協力会員に対し、インタンクに備蓄している燃料を、県ト協が指定する緊急物資輸送車両等に対して供給する要請を行うことができる。

また、協力会員はこの要請を原則的に拒むことはできないものとする。

2 緊急物資輸送車両に給油した場合は、第2条2項により協力会員が仕入れた燃料価格をもって燃料代金を緊急物資輸送事業者に請求するものとする。

(財産の保管義務及び処分の禁止)

第5条 協力会員は、「緊急物資輸送車両燃料確保に関する協定書」に基づき、善管注意義務をもって燃料を保管しなければならない。

また、インタンクの燃料を、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保としてはならない。

2 「緊急物資輸送車両燃料確保に関する協定書」締結後、協力会員が退会、又は本契約を解除する場合は、第2条2項により県ト協が負担した燃料購入代金を全額返還しなければならない。

**(助成金申請に関する調査協力義務)**

**第6条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。**

(助成金の返還)

第7条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返納を命じることができる。

(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関するその他必要な事項は、別にこれを定める。

(附則) この要綱は、令和6年4月1日から施行する。